

各 位

福岡地区水道企業団総務部財務課
(管 理 係)

**工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格、
低入札価格調査基準価格並びに失格基準価格の改定について**

福岡地区水道企業団では、工事の適正な履行と品質確保を図るとともに、建設業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、令和7年2月1日から工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格、低入札価格調査基準価格並びに失格基準価格を改定することといたしました。

1 改定の内容

(1) 算定方法 ※最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格ともに共通

①改定前

- ・直接工事費の97%
 - ・共通仮設費の90%
 - ・現場管理費の90%
 - ・一般管理費の55%
- 左の合計額に
1.1 を乗じて得た額

②改定後

- ・直接工事費の97%
 - ・共通仮設費の90%
 - ・現場管理費の90%
 - ・一般管理費の68%
- 左の合計額に
1.1 を乗じて得た額

※算定の基礎となる額について、一般管理費の割合を55%から68%に引き上げます。

(2) 設定範囲 ※最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格ともに共通

①改定前

- ・下限：予定価格（設計金額）の70%
- ・上限：予定価格（設計金額）の90%

②改定後

- ・下限：予定価格（設計金額）の75%
- ・上限：予定価格（設計金額）の92%

※設定範囲の率について、下限を70%から75%に、上限を90%から92%に引き上げます。

(3) 失格基準価格 ※低入札価格調査制度採用の場合のみ適用されます。

①改定前

- ・低入札価格調査基準価格に 1000分の985 を乗じて得た額

②改定後

- ・低入札価格調査基準価格に 100分の99 を乗じて得た額

※低入札価格調査基準価格に対する乗率について 1000分の985 (98.5%) から 100分の99 (99%) に引き上げます。

2 実施時期

令和7年2月1日以降に入札公告または指名を行う案件から適用いたします。

※「入札公告」は、(制限付き)一般競争入札における公告日を、「指名」は指名競争入札における指名通知日を指します。